



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年2月14日月曜日 第2241号

◇ 目 次 ◇  
告 示

指定障害福祉サービス事業者の指定.....87  
 指定障害福祉サービス事業の廃止.....87  
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（7件）.....87

大規模小売店舗の廃止の届出.....91  
 急傾斜地崩壊危険区域の指定.....91  
 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）.....92  
 開発行為に関する工事の完了（3件）.....92  
 道路の供用開始（県道大洲保内線）.....92

告 示

○愛媛県告示第150号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。  
 平成23年2月14日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810500268	株式会社スマイルラボ	新居浜市郷三丁目6番10号	渡 邊 誠 一	就労継続支援A型	スマイルラボ	新居浜市郷三丁目6番10号	平成23年1月1日
3810600332	合同会社アイキョー	西条市中野甲780番地6	丹 恵	居宅介護	介護24西条	西条市中野甲780番地6	平成23年1月11日
3810600332	合同会社アイキョー	西条市中野甲780番地6	丹 恵	重度訪問介護	介護24西条	西条市中野甲780番地6	平成23年1月11日
3810101745	株式会社たいじゅ	松山市太山寺町2416番地3	田 口 信 子	居宅介護	ヘルパーステーション清和	松山市太山寺町2416番地3	平成23年1月21日
3810101745	株式会社たいじゅ	松山市太山寺町2416番地3	田 口 信 子	重度訪問介護	ヘルパーステーション清和	松山市太山寺町2416番地3	平成23年1月21日

○愛媛県告示第151号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。  
 平成23年2月14日

愛媛県知事 中村時広

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		届 出 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810101604	株式会社フルール	松山市東野6丁目2番10号	兵 頭 陽 子	居宅介護	株式会社フルール	松山市東野6丁目2番10号	平成23年1月1日
3810101604	株式会社フルール	松山市東野6丁目2番10号	兵 頭 陽 子	重度訪問介護	株式会社フルール	松山市東野6丁目2番10号	平成23年1月1日

○愛媛県告示第152号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年2月14日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フレッシュバリュー松山店	松山市高岡町297番地	大規模小売店舗を設置する者の住所	株式会社ママイ 四国中央市金生町下分1349番地1	株式会社ママイ 四国中央市上分町442番地1	平成22年 12月1日	平成23年 1月19日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の住所				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第153号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 年 月 日	届 出 の 年 月 日
フレッシュバリュー今治本町店	今治市本町六丁目782-1	大規模小売店舗を設置する者の住所	株式会社ママイ 四国中央市金生町下分1349番地1	株式会社ママイ 四国中央市上分町442番地1	平成22年 12月1日	平成23年 1月19日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の住所				
バリュー今治店	今治市高市字頓田甲787番地7	大規模小売店舗を設置する者の住所	株式会社ママイ 四国中央市金生町下分1349番地1	株式会社ママイ 四国中央市上分町442番地1	平成22年 12月1日	平成23年 1月19日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の住所				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第154号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示

の日から4月間縦覧に供する。

平成23年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
フレッシュバリュー新居浜店	新居浜市寿町12 - 70	大規模小売店舗を設置する者の住所	株式会社ママイ 四国中央市金生町下分1349番地1	株式会社ママイ 四国中央市上分町442番地1	平成22年 12月1日	平成23年 1月19日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の住所				
バリュー市場新居浜店	新居浜市西原三丁目甲1410番1	大規模小売店舗を設置する者の住所	株式会社ママイ 四国中央市金生町下分1349番地1	株式会社ママイ 四国中央市上分町442番地1	平成22年 12月1日	平成23年 1月19日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の住所				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第155号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
フレッシュバリュー西条店・mac 朔日市店	西条市朔日市296外	大規模小売店舗を設置する者の住所	株式会社ママイ 四国中央市金生町下分1349番地1 有限会社マック企画 西条市大町1762番地	株式会社ママイ 四国中央市上分町442番地1 有限会社マック企画 西条市東町275番地3	平成22年 12月1日 外	平成23年 1月19日
		大規模小売店舗において小売業を行う者の住所				

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第156号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
フレッシュバリュー大洲店	大洲市若宮字ソウサン504番地 外	大規模小売店舗を設置する者の住所 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社ママイ 四国中央市金生町下分1349番地 1	株式会社ママイ 四国中央市上分町442番地 1	平成22年 12月 1 日	平成23年 1月19日

## 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

## (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

## ○愛媛県告示第157号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

## 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日 年 月 日	届 出 の 日 年 月 日
フレッシュバリュー伊予店	伊予市下吾川929-10 外	大規模小売店舗を設置する者の住所 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名	株式会社ママイ 四国中央市金生町下分1349番地 1 株式会社ママイ 四国中央市金生町下分1349番地 1 株式会社大屋 西条市大町1765番地 代表取締役 伊藤 剛吉 外 3 者	株式会社ママイ 四国中央市上分町442番地 1 株式会社ママイ 四国中央市上分町442番地 1 株式会社大屋 西条市東町275番地 3 代表取締役 伊藤慎太郎 外 3 者	平成22年 12月 1 日 平成22年 12月 1 日 外	平成23年 1月19日

## 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

## (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第158号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成23年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

Table with 7 columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 変更した事項, 変更前, 変更後, 変更の日, 届出の日. It details changes for two stores: フレッシュバリュー上分店 and フレッシュバリュー三島店.

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに四国中央市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第159号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする旨の届出があった。

平成23年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with 3 columns: 大規模小売店舗の名称, 大規模小売店舗の所在地, 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日. Entry: バリュー市場東予店, 西条市周布341番地1, 平成19年 8月31日.

○愛媛県告示第160号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び土木事務所並びに市役所において縦覧に供する。

平成23年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

小学校裏

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱19号までを順次結んだ線及び標柱19号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

Table with 5 columns: 市 町, 字, 地 番, 標 柱. Lists 19 numbered markers in the area of 大洲市 平野町.

平野町	野田	54番 1	16号
平野町	野田	37番 1	17号
平野町	野田	113番地先	18号
平野町	野田	103番 1	19号

平成23年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第162号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、大洲都市計画公園の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成23年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第161号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、大洲都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

○愛媛県告示第163号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 2月14日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建（開）第60号 平成23年 2月 1日	伊予市下吾川字北西原1959番 1、1960番、1961番 1、1965番 1、1965番 2及び1967番 1	伊予市米湊1719番地 ヤマキ興産株式会社

○愛媛県告示第164号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 2月14日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建（開）第61号 平成23年 2月 2日	伊予郡松前町大字筒井字中須賀368番 1、368番 3、368番 4、368番 5、369番 5、369番 6、369番 7、369番 8、369番 9、370番	松山市味酒町 2丁目 3番 8号 シティホーム 代表者 渡 邊 亥早雄

○愛媛県告示第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成23年 2月14日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建（開）第62号 平成23年 2月 3日	東温市南方字卯日田698番 2	大洲市菅田町大竹甲1669番地 矢 野 香 純

○愛媛県告示第166号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から 2週間一般の縦覧に供する。

平成23年 2月14日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲保内線	大洲市平野町平地360番 3	平成23年 2月14日